

令和 4 年度システム改善・資源開発検討会議（縦レビュー会議）の報告について

- ① 開催日時 令和 5 年 2 月 2 0 日（月）午後 1 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分
- ② 場 所 市役所分庁舎 2 階 大会議室
- ③ 参加者  
 高齢介護課、障がい福祉課、地域福祉課、西山手高齢者生活支援センター、東山手高齢者生活支援センター、精道高齢者生活支援センター、潮見高齢者生活支援センター、障がい者基幹相談支援センター、権利擁護支援センター
- ④ 当日の検討内容
  - ・事前課題をもとにした令和 4 年度の取組及び課題の共有
  - ・抽出された現状の課題の整理及び今後改善に向けて取組を進める課題を投票形式で選定
  - ・課題が生じる背景、取組内容や対応機関等についてグループワークで検討

<以下グループワークにて検討された内容>

課題① 虐待対応システムの効率化

現状	虐待通報件数が増加し、従来の方法では対応が困難になっている。 （日程調整、会議時間、職員の負担等）
取組案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議ルール（資料の事前配布及びその内容の事前確認のルール等）の作成及びその徹底</li> <li>・会議の開催方法等の検討（オンライン形式での開催等）</li> <li>・帳票の取扱いの見直し（会議での発言等をまとめたホワイトボードの写真画像を帳票の代わりにする等）</li> <li>・情報共有 MT とコアメンバー会議を同時に開催するための条件の設定</li> <li>・各会議の参加者の見直し（役職者の会議の参加の有無等）</li> <li>・虐待対応システムを効率的に進めるための他市事例の研究</li> </ul>
今後の方向性	検討 GP を中心に PT を立ち上げて検討（年度内に一度程度の打合せ）

課題② 虐待対応システムの見直し

現状	虐待対応を行う中での課題があり、対応システムの見直しや新しいシステムの構築が必要なことが散見される。
取組案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待対応に関する課題を集め、その優先順位を検討する機会を設ける</li> <li>・事例の特性（虐待通報が繰り返される事例や早期に解決できた事例等）の分析等を行う場の設定（レビュー会議の際に、適宜、SV 等の専門家に会議に同席してもらうなど）</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待対応システムの見直しは、縦レビュー会議の場を活用して実施（縦レビュー会議の運営は事務局が行う）</li> <li>・権利擁護支援センターを中心に、横レビュー会議の中で地域における課題の抽出やその解決策の検討等をすすめる。</li> </ul>

課題③ 関わり初期からの地域ケア会議の実施、地域とのつながりの把握

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応に苦慮する事例の場合、その人に関わる支援機関等が複数あることから、情報収集や課題認識の共通化等に時間がかかる。</li> <li>・本人やその家族から、介護に関する考えや、本人への思いなどを直接聞くことができる機会が少ない</li> <li>・本人と地域とのつながりの把握が難しい</li> <li>・地域ケア会議の開催に必要な事前の情報収集や事務的な作業量が多く、その開催回数が少ない</li> </ul>
取組案	地域ケア会議開催のハードルを下げる(支援者や関係機関の顔合わせの場として、地域ケア会議を開催する等)
今後の方向性	地域包括支援センター連絡会(包連会)で検討

課題④ 警察との連携

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者のいない人の虐待の早期発見が困難な場合がある</li> <li>・虐待を未然に防止するという視点で警察と連携を行う必要がある</li> <li>・支援機関と警察で共通認識が持ちづらい</li> </ul>
取組案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察と連絡会を開催し、支援者側の対応結果を警察にも伝える</li> <li>・警察に対して、適時情報共有 MT への参加を求める</li> <li>・高齢者虐待通報票では記載されていないが、支援者では把握しておきたい情報について予め資料を作成し、警察へ渡すことで、警察からの情報収集を円滑に行う。</li> <li>・虐待防止に関する市民向けの周知活動を警察と一緒にやる</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察との連絡会：高齢福祉課・障がい福祉課より警察に声掛け</li> <li>連絡会には、包括・基幹のセンター長にも参加を依頼する</li> <li>連絡会の中で連携シートや住民向けの研修を検討する</li> </ul>